



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会保障の規範的基礎についての考察：法学理論と規範理論を手掛りに
Author(s)	西村，淳
Citation	年報 公共政策学, 9, 107-126
Issue Date	2015-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59404
Type	departmental bulletin paper
File Information	ASSP9_007.pdf



社会保障の規範的基礎についての考察

－法学理論と規範理論を手掛りに－

西村 淳*

1. 社会保障の規範的基礎に関する問題意識¹⁾

1990年代以降の社会保障政策を見ると、失業や非正規雇用の増加などの雇用の不安定化や、母子家庭の増加などの家族の不安定化が進み、社会保障の基盤としての支え合い集団が弱体化するとともに、経済の長期の低迷の中での少子高齢化により、増加する社会保障給付とそのための負担に支持を得られにくい状況になってきた。このような状況の下で、社会保障の負担を誰が何のためにするのかという観点から、社会保障の権利の正当性が問われるようになってきている。

わが国の社会保障法学における権利の規範的基礎についての従来の通説は、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するために国家が個人に対して社会保障給付を行うべきとする、生存権に専ら社会保障の権利の基礎を求めるものであった。こうした生存権論は、安定した雇用や家族を前提にし、社会保障を支える人（支払う側）と支えられる人（受給する側）の軋轢を考えずにいられた時代には問題を生じなかった。しかし、雇用や家族が不安定化し、社会保障を支える側のあり方を考えなければなくなると、拠出や受給の条件について論じられず、雇用や家族の安定を前提にするだけで受身の立場に立つ従来の生存権論は、乗り越えられなければならないものとなっている。社会保障の権利の基礎付けを改めて問うことが求められている。

本稿は、こうした問題意識に立って、まず日英の所得保障制度史を参考にしつつ、「貢献」を社会保障の権利の基礎として考えることを提案し、続いてその法学的位置づけ、規範理論との関係、具体的な社会保障制度設計への含意について論ずるものである。

2. 日英所得保障制度史における権利の基礎

まず、社会保障の祖国の1つであるイギリスと、日本の所得保障制度史を見てみたい。

イギリスの所得保障制度においては、就労収入から保険料を拠出し、その見返りに

* 北海道大学公共政策大学院教授 Email: nishimura-jun@mbf.nifty.com

1) 本稿の執筆に当たり、北大社会保障法研究会において、メンバーの先生方から貴重なご指摘とご示唆をいただいた。記して御礼申し上げたい。

給付を受ける社会保険が制度体系の中心になってきた²⁾。また、公的年金は原則最低保障水準とし、1960～70年代に所得比例年金が創設された際も職域年金（企業年金）加入者への適用除外を設けるなど、就労により拠出する職域年金を阻害しない範囲に限定して発展してきた。年金・公的扶助とも原則として就労している者には給付されなかった。安定した働き方に基づき公的年金・私的年金への拠出ができることを前提とし、既婚女性は被扶養者としての扱いをされていた。

1980年代以降は、雇用の不安定化に伴い、拠出制を維持しつつも、十分な拠出をできない人に対しては、最低保障年金や所得比例年金の定額給付化によって再分配を行い、最低保障を図るようになった。また、私的年金（職域・個人年金）においても、単なる任意加入ではなく、強く奨励又は強制加入させるものに変化してきた。就労支援・育児支援を強化し、就労している者へも補足的な所得保障給付を行うようになってきた。

日本の所得保障制度においては、国民年金は就労や所得と関係なく加入する定額制で設計され、無拠出制も一部容認するとともに、厚生年金の定額部分は国民年金と整合的な水準とされ、給付水準は生活保護や最低生活費との関係を意識しつつ設定されていった³⁾。こうした考え方は、給付の権利の基礎として生存権を強調していたものであったが、制度体系は就労収入に基づく拠出制を中心としていた。また、生活保護制度は生存権を直接に保障する制度であるが、制度発足当初から、生活扶助の基準引き上げよりも、障害や母子家庭など個別の事情を勘案した各種加算を多用してきたことや、就労者に対する適正化対策の強化で受給抑制を図ってきたことなど、就労との関係を強く意識してきた。

2000年以後においては、不安定雇用の増加、女性の就労の増加など、働き方の変化への対応が図られ、現役世代の就労に基づく拠出能力の限界を明確に意識し、拠出から発想した年金制度設計になっていった。マクロ経済スライドを代表とする負担上限の設定、税負担と公私分担の拡大のほか、不安定な就労収入により拠出できない者への対応として、福祉的・補足的給付が求められるようになった。また、高齢者の就労支援と現役世代の育児支援を行う動きが進むとともに、既婚女性の被扶養を前提とした第3号被保険者制度は批判されるようになってきた。つまり、生存権思想からの乖離、就労との関係の強化が見られ、就労・育児をできることを前提とする制度から支援する制度への変化が見られるのである。こうした動きは、近年における自立支援プログラムの創設など、生活保護における就労支援の強化と軌を一にしており、所得保障制度体系全体の方向性としてもとらえることができる。

2) イギリスの所得保障制度史については、西村[2013]参照。なお、本稿において所得保障制度とは、年金・生活保護・児童手当・失業給付などの現金給付制度をいい、特に前2者を論ずる。

3) 日本の所得保障制度史については、西村[2014]参照。

3. 社会保障の権利の基礎としての就労、そして貢献

3.1 「所得保障の権利の基礎としての就労」から「社会保障の権利の基礎としての貢献」へ

前節のように、日英両国の所得保障制度史において、給付の権利が何に基づいて認められてきたかを見ると、社会の成員としての「地位」に基づく権利と、就労や拠出など社会的義務の履行によって給付を得るという「貢献」に基づく権利の2つがあるように考えられる⁴⁾。

社会の成員としての「地位」に基づき、本人の価値や行為と関係なく生活保障の権利を得るという考え方（以下「地位原理」という）は、イギリスでは定住権に基づき救貧の権利を得た旧救貧法以来のもので、20世紀初頭の社会立法において無拠出制老齢年金などの形で成立した後、マーシャルのシティズンシップ論により権利論として完成し、戦後経済成長期に福祉権の考え方として法的に洗練されていった。日本の所得保障制度史においては、生活保護制度が生存権に直接基づくものとされてきたほか、1950年社会保障制度審議会勧告以来の生存権思想に基づく最低保障給付の考え方が年金の制度設計や給付水準に大きく影響してきた。これは「地位に基づく権利」の考え方である。

一方、就労などの義務を果たすことで社会の一員と認められ、そうした社会への「貢献」の見返りとして契約的に社会保障給付の権利を得るという考え方（以下「貢献原理」という）は、イギリスでは給付に当たり就労能力のある者の就労義務を厳しくテストされた新救貧法以来のもので、就労又は就労による保険料拠出により生活保障を行う社会保険を中核とした戦後の制度思想に通底するものであった⁵⁾。その後、1980年代以来の新たな社会経済状況に対応し、就労義務を強調する契約的福祉権の思想が復権し、公的扶助に関しても就労促進的な制度設計が取り入れられていった。日

4) 英語圏諸国の社会保障法学においては、社会保障の権利の基礎を論ずる際、「共同体の成員資格としての権利」としてのシティズンシップの概念を参照して議論されることが多い（本稿第5節参照）。もともと社会学の概念であるシティズンシップには、「地位に基づくシティズンシップ」と「貢献に基づくシティズンシップ」があり、前者は古代ローマに由来し、権利・客体的地位・一方的給付を重視するのに対して、後者は古代ギリシアに由来し、義務・主体的行為・双務的契約を重視するという特色を持つとされる。シティズンシップ論は政治学で最近よく論じられているが、これは、1980年代の契約的福祉を重視する新自由主義政策の興隆をきっかけに、その是非を問う議論として、伝統的なマーシャルのシティズンシップ論を復権させ、貢献を重視した再解釈を行う形で論じられている（Heater [1999]（邦訳[2002] 6頁）；Plant [2003] p. 153；亀山[2007] 74頁；田村[2007] 137頁；石井[2010] 145頁など参照）。論者によって2つの概念を表現する語は異なっているが、ここではPlantほかを用いている「地位」「貢献」の語を用いることとする。「地位」は代表的な論者であるマーシャルの用いた語であるし、「貢献」は拠出（contribution）と英語が同じで、就労・育児などを含めた多様な行為を包括的に表すのに適当な用語と考えられるからである。

5) Deakin [2005] p. 110.

本では、戦前の労働者年金保険法と1959年の国民年金法にはじまる所得保障制度体系は社会保険を中心とするものであり、「貢献に基づく権利」を中心としていた。生活保護は、より密接に生存権に関連する制度であったが、就労可能な者の受給をできるだけ制限するという考え方は制度史上通底していた。とくに2000年代以降は、就労世代の負担の限界や不安定雇用の増加により拠出できない者が増加してきたことへの対応が行われるようになり、わが国においても給付における雇用との関係は強く意識され、就労支援や拠出上限設定などの制度設計が行われ、「貢献に基づく権利」の考え方が強くなってきている。

このように、日英両国の所得保障制度史上には、「地位原理」と「貢献原理」の双方があるように見える。しかしながら、地位原理と貢献原理の違いは、拠出や就労などの貢献行為と給付との関係における条件性、同時性、等価性の強さの相対的な程度の違いであり、「貢献」を一元的に権利の基礎と考えることができるのではないかと思われる。拠出や就労などの貢献が給付にあたっての強い条件とされている場合、貢献すべきときと給付を受けるときが近い場合、貢献の程度と給付の程度が比例している場合は、「貢献原理」に近くなり、その逆の場合は「地位原理」に近くなると考えられるからである。

また、日英両国の所得保障制度史において、「貢献を前提とした制度」から「貢献を支援する制度」への変化を見て取ることができる。イギリスでは、新救貧法の時期でも、所得保障制度体系の下においても、就労している状況と社会保障給付を受給している状況は完全に区分され、就労しながら受給するということは考えられず、したがって就労能力のある者が給付に値するとはされなかった。わが国においても、就労していない者のみを年金制度の給付対象者とする取扱いが長く続き、生活保護においては就労できる者に対する給付を抑制してきた。これらは、就労能力のある者は働こうとすれば安定した雇用が得られることが前提とされていたためであると考えられる。

一方、1980年代以降においては、就労している低所得者に対しても所得保障給付を補完的に支給したり、社会保険年金においても年金を受給しながら就労することを認める制度設計になり、就労するほど手取り収入が増えるような就労支援的な設計が行われるようになってきた。これは、失業の増大等の経済社会の変化により、就労能力があっても必ずしも安定的な雇用を得て生活保障が得られる状況でなくなったので、就労を前提とすることができなくなり、就労の義務を果たすべく努力さえすれば給付に値する者とみなされることになって、給付の対象となるようになったためである。老齢年金における就労しながらの受給も、老齢年金給付に対する圧力を減じるために高齢者の就労を支援するものとしてとらえることができる。また、就労に基づく拠出がしやすくなるように、拠出の上限を考えた設計や私的年金の加入支援なども行われるようになってきた。このように、就労を所得保障の権利の基礎と考える中で、当初の、就労を「前提」として所得保障を考えていたものから、近時は就労を「支援」す

る制度設計になってきたと解することができる。

このように、所得保障の権利の基礎の中心には、就労があったと見ることができる。一方で、とくに近時においては、社会保険において育児・介護期間も保険料を払ったものと取り扱われたり、公的扶助の給付の要件となる就労努力活動には就業訓練活動等が含まれるようになるなど、より広い範囲の社会に貢献する活動を雇用と同様に扱うようになってきている。社会保障の権利の基礎についても、狭く有償労働とそれに基づく抛出のみと考えるのではなく、育児・介護や非営利活動などを含めた広い範囲の社会貢献行為を評価し、含めることにより、「貢献」としてとらえる必要があるのではないかと考えられる。

ここまで、所得保障の制度史から、所得保障の権利の基礎としての貢献を抽出してきた。一方で、社会保障の中で、現金給付の制度（所得保障）のみならず、現物サービス給付の制度（医療や福祉）も社会に貢献できるようになるための支援としてとらえることができる。病気や要支援状態にあることにより社会に貢献できないでいる状況にある人に対し、医療や福祉のサービスを提供することによって、社会に貢献できるようになることを内容とするサービスだからである。このように考えると、「貢献」は社会保障共通の権利の基礎としてとらえることができると考えられる。

3.2 貢献に基づく権利を語る意義と問題点

貢献に基づく社会保障の権利を論ずる意義は、受給権の裏には抛出や雇用などの貢献義務があることに着目することによって、社会保障給付についてそれを支える側からの見方ができるようになることである。社会的ニーズのある者を支援するための負担能力のある者の支援義務を根拠づけ、従来の連帯基盤が脆弱化しつつある中で、何故支援するのかという新たな連帯の根拠とするとともに、給付を受ける側だけではなく支援を行う側から見た社会的支援（保険料抛出、個別支援、就労努力支援など）のあり方を論じていくのに役立つと考えられる。

これまでの社会保障の理念論では、ニーズのある受給者には生存権がある、あるいは自律して生きる権利があるために、国や社会はその権利を実現するために給付のための負担を行わなければならないとされていた。いわば、要支援者に受給する権利があるから、支援者には自動的に（反射的・受動的に）支援の義務があるとされており、支援者が負担しなければならない理由が今ひとつ明確でなかったように思われる。これに対し、貢献を基礎として考えると、要支援者の貢献する権利と支援者の貢献支援の義務が、同じ貢献行為の対称的な双方向の働きかけとしてとらえられることになり、積極的支援の契機を位置づけることができるのではないかと考えられる。支援される側の人には、雇用、育児・介護、非営利活動などの形で社会に貢献する権利があり、支援する側の人は対称的に、要支援者が社会貢献できるようになるために、衣食住、医療や福祉サービス、雇用支援サービスなどを提供する形で（具体的には負担の形

で) 貢献を支援する義務がある。支援者の支援自体も貢献行為であり、要支援者は支援されることによって貢献行為ができるようになり、支援者と要支援者の立場は常に入れ替わりうる。要支援者が貢献できるようにすることによって、支援される側から支援する側に回れるようになるための支援であるために、支援者もその支援義務を理解し、負担を甘受することができる。反対に、要支援者もその能力の限りににおいて積極的に貢献行為を行う義務を有する。このようにとらえることができる。

このような貢献の理念は、イギリス等において近時見られるようになった公的扶助の受給要件として要支援者の求職活動など就労努力義務を厳しく求める制度や、それを支える契約的福祉権論から抽出して手がかりとしたものであるが、要支援者の貢献を給付の要件とすることで、貢献をしない場合に給付を制約することを目的とするものではない。社会保障給付を支えるためには、保険料や税の拠出による負担が必要であることに着目し、こうした支援者の支援義務を位置づけるためのものであり、むしろ、負担に理解を得ることで要支援者が貢献できるように支援するための給付を確保・拡充しようとするものである。

社会保障の権利の規範的基礎としての貢献を考える場合には、有償労働だけでなく、育児・介護やボランティアなどを含め広く社会貢献行為としてとらえる必要がある。近年の制度改正動向もそうした広い社会貢献行為を促進するようになっている。一方で範囲を広げすぎると概念が曖昧になり、法概念として論ずる意味が希薄になるので、個々人の能力に応じた何らかの「行為」を行うことを貢献ととらえるべきである⁶⁾。その場合、その人の能力に応じて貢献行為をおこなうことが重要であり、行為を行った結果社会にどれだけの利益をもたらすかというよりも、能力に応じた貢献行為を行うという過程そのものが評価されるべきであると考えられる。

貢献を上記のようにとらえることによって、「重度障害者には貢献は困難であるから、貢献を社会保障の権利の基礎とすることは、重度障害者に給付の権利を認めないことにつながるのではないか」という批判に対しても、重度障害者の権利を尊重する方向で解決できると思われる。重度の障害がある人であっても、その能力に応じた社会貢献行為があると考えられるからである⁷⁾。重度障害者を例外とし、何らの貢献行為も求めないとは、貢献する権利も認めないということになり、適当でないと思われる⁸⁾。

貢献を権利の基礎と考えることは、社会保障給付の権利の目的を明確にするととも

-
- 6) その意味で、単に共同体の一員として存在しているだけでも、社会の構成員として社会とかかわりを持ち、広く何らかの貢献をしていると解することもできるとした西村[2013] 275頁の記述は改められるべきである。
 - 7) 糸賀[1968]175 頁は、脳性小児麻痺の子が、保母がおむつの交換に来ると全力をふりしぼって腰を少しでも浮かそうと努力をする姿を紹介している。
 - 8) その意味でロールズの障害者を正義論の構想から除外する考えは適当でない。センやヌスパウムの潜在能力の考え方を活かして障害者の権利を認める考え方は、上記の考え方に近い。

に、支援義務の契機となるという意義がある一方、弱者の権利を損ないかねないという問題点がある。貢献が困難な人の受給権が損なわれる、低賃金労働しかできなかったり、どうしても就労できない人がでてきてしまう、就労要件に関して専門家や行政の裁量が増大してしまう、などのおそれがあるのである⁹⁾。貢献に基づく権利を主張することによるこうした問題点に対応するためには、次のような点を押さえておくことが重要であると考えられる。

第一に、社会保障給付の受給の権利は貢献の義務に先行すると考えることである¹⁰⁾。就労努力要件付きの公的扶助の場合でも、就労努力義務を果たさなければ給付の権利が生じないと考えるのではなく、義務履行の条件としてまず給付の権利が満たされることが求められる。

第二に、受給者が社会保障給付を受給する権利を得るためには、負担者がその費用を負担する義務が生じるが、受給者が公的扶助の受給の要件として就労努力の義務を果たさなければならない場合でも、負担者の側に受給者がそのような義務を果たすことを求める権利があるというわけではないことである。

第三に、貢献と受給の間の条件性・同時性・等価性を緩やかに考えることである¹¹⁾。たとえば、就労努力要件付き公的扶助について、受給に当たって就労努力という貢献の義務を果たすことが求められるものの、就労努力をすることができないような状況がある場合には、義務を果たさないからといって即座に支給停止にするのではなく、就労努力をすることができるようになる機会を待つことが求められる。

第四に、個人が貢献できることを前提とするのではなく、貢献を支援により達成されるべきものとして考えることである。

第五に、貢献には就労だけでなく広い範囲のものを考えるということである。育児、介護、奉仕活動など広いものが含まれるものと考え、就労に限らず権利の基礎とするという考え方が求められる。

第六に、受給者の権利を守るための法的手続きを確立することである。適正な裁量統制の手続きの確保や、定期的・非定期的な検査によりサービスの質の確保を図るなど、民間商品における品質管理的な手法もとりにいれた新たな権利擁護の仕組みが確保される必要がある。

9) 排除や恣意的支配などの危険も指摘されている。西原[2009]71頁；笹沼[2008 a]30頁参照。

10) White [2003] p. 91は、極度の貧困からの脱却や雇用機会を提供されるというような分配的公正が満たされてはじめて社会に貢献する義務が生じると考えるべきであるとし、それを「公正な相互性」(fair reciprocity)と呼んでいる。

11) Goodin [2002] pp. 579-596. 秋元[2010] 98頁がこの議論を紹介している。

4. 「貢献に基づく権利」の法学的位置づけ

4.1 社会保障法理論との関係

わが国の社会保障法学においては、近時、社会保障の法理念をめぐる議論がさかんに行われている。菊池馨実は、憲法25条の生存権にのみ社会保障の規範的基礎を求めてきた従来の議論に対し、社会連帯を社会保障法の基本原理ととらえる見解¹²⁾があることを指摘した上で、自身は社会保障の目的を自律した個人の主体的な生の追求による人格的利益の実現のための条件整備としてとらえ、憲法との関係では13条に規範的根拠を置く、個人的自由の確保（最近は「自律の支援」と言い換えている）に着目した自由基底的社会保障法理論を展開している¹³⁾。

このような社会保障の法理念をめぐる議論との関係では、「貢献に基づく権利」を論ずる意味は、次のように考えられる。

生存権論は、社会保障の法関係を国家から国民に対する一方的な給付関係としてとらえがちであり、個人を保護されるべき客体として位置づける見方につながった¹⁴⁾。働こうとしない者に生存権は及ばないというのが学説上の整理ではあるが¹⁵⁾、戦後の生存権の議論は、なんらの貢献とは無関係に社会の一員として存在しているだけで無条件に給付の権利が与えられるべきであるとする論じ方をしてきており、抛出負担や就労という個人の社会への働きかけとのかかわりが見えなくなっている。これに対し、「貢献に基づく権利」を論ずることで、個人が積極的・能動的な主体性を回復する視点を持つことができる。

また、社会連帯論は、社会保障は単に国と個人の縦の関係ではなく、社会構成員の間の横の関係に基づくという新しい視点を示したという意義を有するものの、わが国においては社会全体の利益の中に個人を埋没させ、個人の自由ないし自律を抑圧する危険性をはらんでいるとともに、連帯の社会的基盤自体が脆弱化している中で、社会連帯の理念の存在を所与の前提とすることができない状況にある¹⁶⁾。これに対し、「貢献に基づく権利」を論ずることで、社会貢献によって個人が主体的に社会に参加し、連帯を作り上げていくという社会保障の動的なとらえ方をすることができる。

さらに、自由基底論は、「貢献」を下位原則の1つとしており、「貢献に基づく権利」をも含んでいる考え方であるが¹⁷⁾、個人の自由の保障を社会保障の指導的理念とすることで、必然的に社会の側に個人の自律を支援する義務が生じるところに、不明確性があると言えないでもない。また、個人の自由を尊重するために、社会保障

12) 高藤[1994]22頁以下、堀[2004] 99頁以下など。

13) 菊池[2000]第3章、同[2010]第1章第3節参照。

14) 菊池[2000]139頁。

15) 宮沢[1971]330頁；小林[1980]275頁。

16) 菊池[2010]37頁。

17) 同書20頁。

給付の水準をミニマムレベルのものにしてしまうことにつながりかねない¹⁸⁾。これに対し、「貢献に基づく権利」を論ずることで、個人が社会を作っていく契機を強調するとともに、個人が社会貢献できるようになるための社会の側からの支援義務（すなわち弱者が社会貢献できるように支援する強者の貢献義務）を明確に導くことができるようになるとともに、要支援者が貢献できるようになるための社会保障の水準拡大に寄与すると思われる。

4.2 憲法理論との関係

社会保障の権利の基礎を貢献に置き、要支援者の貢献の権利と支援者の貢献支援の義務を位置づけるとき、憲法との関連では、まず憲法25条1項と2項の関係が問題になる。周知のように、憲法25条1項と2項の関係については一体論と分離論がある¹⁹⁾。堀木訴訟控訴審判決や松本訴訟控訴審判決などは分離論をとり、1項に基づく救貧施策と2項に基づく防貧施策に分け、防貧施策については広く立法府の裁量を認めている。社会保障法学説では分離論が有力で、例えば、堀勝洋は1項は最低保障として国に強い義務があり、2項はより広い目的についての努力義務を定めたものと解し、分離論に立っている²⁰⁾。

一方、憲法学説では一体論が通説であり、1項は目的（個人の権利）を、2項はその達成のための方法（国の義務）を定めたものと解している²¹⁾。国民の主観的権利としての生存権を直接定めているのが1項で、1項の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の中に、最低限度の生活とより快適な生活の保障を求める権利の両方が含まれ、2項は1項の国民の権利に対応した国の責務を定めたものと解する²²⁾。要支援者の貢献の権利と支援者の貢献支援の義務を位置づける私も同様に一体論を採り、1項は権利を定め、2項はそれに対応した国の義務を定めたものとし、1項の中に最低生存水準と貢献可能水準の双方が含まれると解したい。

また、憲法27条の勤労の義務は25条の生存権と密接な関係がある。憲法制定時には、25条の生存権と27条の勤労の義務は表裏一体のものとして同時に国会修正によって挿入された²³⁾。働く能力があり、機会があるにもかかわらず働こうとしない者に対して生存権の保障は及ばないとするのは通説となっている²⁴⁾。憲法は経済活動の自由を中心としており、自己の生存は自己の勤労により確保するというのが基本原則であるか

18) 菊池は、同書において、年金制度の2階部分や医療の予防給付に消極的な見解を述べている。

19) 堀[2004]146頁以下参照。

20) 同旨、菊池[2000]32頁；西村[2003]39頁；岩村[2001]35頁。

21) 佐藤[1977]18頁。

22) 中村[1976]14頁。

23) 葛西[2011]20頁。

24) 前掲注(15)参照。

ら、まず勤労の権利が保障されなければならず、第二の政策として生存権が規定された、とも整理されている²⁵⁾。このように、憲法第25条の生存権を第27条の勤労の義務と結びつける考え方は、従来の憲法25条に基づきもっぱら給付の権利のみを強調する考え方のもとでは明確に議論されてこなかったものの、決して従来の憲法学上の考え方と整合しないものではないものと考えられる²⁶⁾。

社会保障の権利と憲法との関係では、第25条（生存権）のみならず、第13条（国民の権利の総論的規定）・第14条（平等権）との関係が論じられているが²⁷⁾が、さらに、義務・権利制限に関する諸規定である第12条（国民の義務の総論的規定）・第27条（勤労の権利と義務）・第29条2項（公共の福祉による財産権の制限）・第30条（納税の義務）の規定も生存権を支えていると考えられる。

4.3 労働法との関係

社会保障法は、従属労働関係にある労働者を対象とする労働法から分化した。はじめは労災・失業・疾病など労働者の生活をめぐる問題は労働関係上の問題に還元して労働者保護法とされ、窮民対策としての救貧法は別個に無関係な存在として整理されたが、のちにはより広く生活主体として人間を把握する生活保障のための法として社会保障法が独立してきたものと、理論的に整理されてきた²⁸⁾。このように社会保障法が労働法から独立してきた背景としては、就労している者は社会保障の対象にせず、就労と福祉を明瞭に区分するという従来の制度体系があったため、労働者と生活者を別途に取り扱うほうが説明しやすかったと言える。近年の就労努力を要件とする各種の社会保障制度や就労支援の労働政策により、こうした制度体系が変化し、特に失業者の就労支援と、家庭と就労の両立支援の分野を中心に、労働法と社会保障法の再融合というべき現象が出てきており²⁹⁾、新たな「社会法」の構築が期待されるようになっている³⁰⁾。

このような理論動向の背景には、労働法学と社会保障法学の双方に、生存権を権利の基礎の中心におき、労働者や受給者を保護するという従来の発想からの転換が見られ、自己決定を支援するものという考え方の影響が強くなってきていることがあるように思われる^{31) 32)}。

25) 高橋[2010]283-4頁。

26) 菊池[2010]同旨。これに対する批判として、笹沼[2008 b]31頁。

27) 菊池[2010]、堀[2004]参照。

28) 荒木[1983]64頁。

29) Carney[2006 a]p. 8; Carney[2006 b]p. 27。

30) 島田[2013]、笠木[2011]、小宮[2011]など参照。

31) 労働法において西谷[2004]、社会保障法では菊池[2000]が代表的である。なお、西谷・笹倉[2002]は、法学諸分野について自己決定権を行使する個人を出発点として論じている。

32) このほかの法学理論との関係では、障害者法において、国際条約の批准、障害の社会的モ

5. 規範理論との関係

5.1 シティズンシップ論と契約的福祉権論

T.H.マーシャルのシティズンシップ論は、現在でもイギリスをはじめ英語圏諸国の社会保障法学における権利の根拠論としてよく用いられている³³⁾。マーシャルは、1950年に刊行された『シティズンシップと社会的階級』³⁴⁾で市民的・政治的・社会的の3つのシティズンシップをあげ、そのうち社会的シティズンシップの実現方法の中核を占めるのが社会保障であるとした。マーシャルは、シティズンシップを、「ある共同社会の完全な成員である人々に与えられた地位身分 (status)」であると定義し、「この地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である」「すべての人が社会の完全な成員として、つまりは市民として受け入れられるべきだという要求を意味している」と述べており、マーシャルの言うシティズンシップの本質は、生活の権利を保障することで社会に統合していくことである。マーシャルは、シティズンシップという地位身分に由来する義務についても言及しているが、納税と保険料拠出、教育と兵役のほかについては、明白なものではなく、「卓越した意義を持つのは労働の義務である」としながらも、労働は完全雇用のもとでは容易に達成でき、勤勉さを測る基準はかぎりなく弾力的であるから、労働の義務感覚を再生させるのは困難であるとしていた。

その後、1990年代以来、シティズンシップを「社会の成員としての地位」よりも「成員としての社会への貢献」から読み直す議論がさかんになっている³⁵⁾。マーシャルはそのシティズンシップ論において、権利と義務のバランスを重視していたにもかかわらず、従来の福祉権論においては、もっぱら給付の権利付与の側面が強調されていた。これに対し、近年のシティズンシップ論においては、権利の見返りとしての義務を強調する議論がさかんになっているのである³⁶⁾。

これを具体的な制度に即して論じたものが、福祉への依存の減少と社会的排除との戦いを目指して、給付の権利と市民の義務の相互性を強調する契約的福祉権論

デル、平等のための必要かつ合理的な配慮の法定などとの関連で、「参加」が法理念として論じられており、これは、障害に限らず広く要援護者一般の法理念と解することができるのではないかと考えられる。ただし、障害者の「参加権」を超えた「参加義務」ないし「貢献の権利及び義務」までは論じられておらず、本稿の「貢献」とは異なっている面がある。

33) Harris[2000]p. 20; Carney[2006 c]p. 76など。

34) Marshall [1950] . 以下の引用は、訳書[1993]による。

35) 前掲注(4)参照。

36) シティズンシップについては、わが国の憲法や社会保障法学における議論でも言及されるようになっており、排除との関係で包摂を扱ったもの（西原博史、遠藤美奈、伊藤周平、秋元美世、笹沼弘志など）、政治参加を扱ったもの（辻村みよ子、佐藤潤一など）、個人消費者や契約性を扱ったもの（伊藤周平、秋元美世など）があるが、政治学における議論と異なり、義務について正面から取り扱ってはいない。

(welfare contractualism) であり³⁷⁾、1980年代以降現在までのイギリスやオーストラリアなどの実際の制度改革にも大きく影響してきている。受給の見返りとして社会に対する何らかの貢献を果たすことを求めるもので、とりわけ、社会保障の受給の要件としての就労努力義務の強化、就労努力をしない受給者への支給制限、積極的な就労促進策の推進などが進められている³⁸⁾。

5.2 正義論と社会保障の根拠づけ

社会保障の根拠づけとして言及されることが多くなっているものとして、個人の自由な生き方を前提としつつ、社会的公正を重視する、ロールズ、セン、ドゥオーキンなどのリベラリズムがある。これに対し、私的所有権を重視し政府の干渉を否定するリバタリアニズム³⁹⁾、共同体の価値と役割を重んじるコミュニタリアニズム⁴⁰⁾、倫理的に卓越した生き方のために国家が積極的な役割を果たすべきであるとする卓越主義的リベラリズム（公民的共和主義）⁴¹⁾の批判があり、正義論をめぐる論争が盛んになっている⁴²⁾。

このうち、社会保障の根拠づけとしては、社会保障を個人の自由の追求の条件整備を図るものとする自由基底的社会保障法理論はリベラリズムと、国民の横の連帯を重視し多様な社会保障の法主体の存在を認識する社会連帯論はコミュニタリアニズムと親和性があると考えられる。これに対し、「社会保障の権利の基礎としての貢献論」は、社会参加による公共性を重視する卓越主義的リベラリズム（公民的共和主義）に親和的な面があるように思われる⁴³⁾。

5.3 承認論と社会的包摂論

社会保障に関する規範理論として、近時、承認の理論が注目されている。ロールズやセンを代表とする再分配の規範理論に対し、承認の理論では、自己と異なる他者を

37) White[2003]など。イギリスの公法学者のビンセント=ジョーンズは、社会保障給付事務を独立行政法人に行わせるような「行政的契約」、公的なサービス供給を民間事業者に行わせるような「経済的契約」と並んで、契約的福祉権を国家が個人の行動を規律する社会的コントロールの側面をもつ新たな公共契約の一種に位置づけている（Vincent-Jones [2006] p. 230）。イギリスの労働法学者コリンズも、契約的比喩は個人の尊重に基づき政策を正当化する一方、より強い規律と罰則的手法により強い官僚的統制の手法にもなることを指摘している（Collins[1999]p. 20）。

38) 具体的な政策については西村[2013]参照。

39) ハイエク、ノージックなど。

40) ウォルツァー、サンデルなど。

41) ラズ、塩野谷祐一など。

42) さしあたり平井[2004]、ウルフ=ヒッティンガー[1999]参照。

43) 公民的共和主義は憲法学・政治学でも取り上げられるが、政治参加のみを取り上げがちであり、労働による社会参加については論じられないことが多い。

尊重することを重視する⁴⁴⁾。チャールズ・テイラーやアイリス・マリオン・ヤングによる、人種と性の少数者に対する差別解消など経済的不平等と必ずしも直接の関連を持たない少数集団の承認を求めるものが多いが、肯定的な自己の確立を求める闘争としてより一般的な承認理論を完成したアクセル・ホネットの承認論は、社会保障との関係で近時とくに注目されている⁴⁵⁾。

ホネットは、愛の関係、法的権利、連帯的同意の3つの承認形式をあげている⁴⁶⁾。第一の承認形式は、家族などの親密な人たちによる感情的な配慮・気遣い（愛、ケア）であり、個人は個体として承認され、それによって自己信頼を得られる。第二は、法により一人の人格として認められる法的権利関係であり、それによって自己尊敬が得られる。第三は、共同体から建設的価値ある能力を持った人格として認められる社会的価値評価（連帯）であり、それによって自己評価が与えられる。この業績原理に基づく社会的価値評価は、なによりもまず社会的労働によって獲得されるもので、承認論の中心を占めるものである。これらは、それぞれケア、衣食住と自由、労働の3つの承認欲求に対応するものであり、社会保障は、これら3形態の承認を支援するものであると解することができる。先の議論との関係では、第二のものが地位に基づく権利であるのに対し、第三のものは貢献に基づく権利に近いものであると考えられる。

これを具体的な制度に即して論じたものが、社会的包摂（social inclusion）論である⁴⁷⁾。社会的包摂の政策は、貧困を単なる低所得ではなく社会的排除としてとらえ、それへの対応として現れたもので、もともとはフランスの概念であるが、イギリスでは1990年代後半からの労働党ブレア政権において用いられ、「社会的包摂ユニット」の創設や就労促進的な社会保障政策の推進につながった⁴⁸⁾。日本でも、社会的包摂の思想の影響下に、2013年に生活困窮者自立支援法が成立し、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援などの個人支援事業が行われることになっている。

このような、社会の承認を重視する議論は、個人の自立を重視した議論に比べ、承認される個人だけでなく承認する側が登場することになるため、支援の契機が現れる点にメリットがある。一方で、要支援者の側の行動義務が位置づけにくく、双方向の貢献行為に基づく権利の基礎付けになじみにくい面もあると思われる⁴⁹⁾。

44) ナンシー・フレイザーは、ホネットとの「再分配か承認か？」論争を通じて、承認のみならず再分配の重要性を指摘しているが（ホネット&フレイザー[2012]）、ジェンダー間の経済的平等の実現を目指す再配分的正義論と、女性に固有な文化を求める承認的正義論の連帯が「中断」されていることを指摘し、承認論の重要性を提起したのはフレイザーであった（フレイザー[2003]）。

45) 山森[1998]、武川[2007]、宮本[2013]、中村[2014]参照。

46) ホネット[2014]p. 124。

47) 包摂論と承認論の関係は、武川[2007]、宮本[2013]、岩田[2008]などが論じている。

48) イギリスの政策については西村[2013]参照。

49) このほかの規範理論として、ケア論においては、正義論とは対照的に個別具体性・状況

6. 社会保障における人間像

以上のような法学的・理念的な議論を踏まえ、ここで貢献に権利の基礎をおいた場合の社会保障における人間像について論じてみたい。

人間像の議論は、どのような権利義務主体を想定するかということにかかわり、理論的な問題を展開するにあたっての規範的道具概念としての意味を持つため、法学的な議論の中で多く行われてきた⁵⁰⁾。社会保障法学における議論の中では、労働力保全策の一環としての社会保障における、従属労働関係において資本の支配下に置かれる人間としての人間像から、生活主体としての人間像へ⁵¹⁾、そして主体的に自らの生き方を追求していく自律的な人間像へ、と展開してきた。労働法学においても、これまでの使用者や集団に従属的な労働者像から、個人として自己決定を行う労働者像への転換を踏まえ、自己決定支援のための労働規制を論ずる議論が有力になっている⁵²⁾。菊池は、こうした自律的人間像の議論は、憲法学における人格的自律権論⁵³⁾と親和性をもつものであるとしている。一方で、憲法学においては、強く自律的な人間像を前提とする人格的自律権論を批判し、弱く多様な「ありのままの人間」像に基づくことで、特定の人間像を想定して特定の目的のため不可欠な権利だけを与えようとするのではなく、人権の主体ごとに問題の解決を図ろうとする議論が存在する⁵⁴⁾。

このような議論を踏まえつつ、「貢献」を基礎にし、貢献支援としての社会保障を考えた場合の人間像は、

- ①一人一人異なる不完全な能力をもって社会的価値のある生き方を追求していく人間
- ②一人で自立しているのではなく、社会に参加しつつ自分を作っていく、社会内存在としての人間
- ③一人では生きられず、支え合わないと生きていけない人間

という「弱い人間」像に立つものと考えられる。弱い人間だからこそ、社会に貢献できるようになるために支援が必要なのであり、また、貢献できることは前提でなく支援の目的なのである。社会保障法学における自律的人間像論においても、完全な自立能力を有する人間を政策の基準にすべきものとしているとの批判に対し、自律とは

性・関係志向性・情緒性等の特徴を持つケアに着目し、支援する側の義務の基礎付けを行っている（ギリガン[1986]など、日本では川本[1995]が紹介の嚆矢）が、生存権論が受給者の権利に偏っていると同様、ケア論は支援者からの一方的な支援義務に偏っていて、いずれも受給者は受動的にならざるをえなくなるという問題があると考えられる。

50) 菊池[2010]56頁。

51) 荒木[1983]77頁。

52) 代表的には、西谷[2004]。なお、菅野和夫・諏訪康雄によるサポートシステム論も、同様の個人志向型のものと分類する矢野[2004]参照。

53) 佐藤[2002]参照。

54) 西谷[2004]171頁は、阪本昌成・戸波江二の議論をこうしたものと分類している。また、浦部[1996]参照。

所与の前提ではなく、目指されるべき目標であるとの反論があるが⁵⁵⁾、とくに、個人化が進み、リスク社会になって生活の安心のために自己のあり方を調整し続けなければならない再帰性が高まっている現在、自己決定的な主体として社会に貢献していく存在でありながら、現実には弱く多様でさまざまな支援を必要としている人間像を基本にして、貢献を支援する考え方の必要性が強くなっている。

「すべての人に対しその能力の差やおかれた困難な状況にかかわらず、弱い人間であっても、幸福を追求する者として、そのための条件の1つである自己決定を保障することである。それは人を自立させ<強く>するための道であるとともに、弱ければ弱いなりにそこでの個人の尊厳・幸福追求を大切にし、また援助によって可能な限り<強い>主体に近づけさせるものである」⁵⁶⁾。自己決定権に関連してこのように整理した法哲学者の笹倉は、社会福祉学の古典であるバイステック⁵⁷⁾を引用しているが、このような考え方は社会福祉学においては一般的である。正義論についても、社会福祉の分野においては、自律できない障害者を正義論の構想から除外するロールズではなく、潜在能力の平等のためのコミットメントの必要性を説くセンが多く論じられる⁵⁸⁾。社会福祉を扱う社会保障法においても、社会に対し貢献するような生き方を追求していく人間像を基本にしつつ、そのための保護ではなく支援の必要性を位置づけていくことが必要であると考えられる。法学的には、憲法学における「ありのままの人間」像論や、労働法における「自己決定支援のための規制」論のほか、民法学における市場参加者間の格差を承認し「支援された自律」という考え方に立って法的保護を設計しようとする思想⁵⁹⁾も、共通の問題意識を有しているように思われる。

7. 「社会保障の権利の基礎としての貢献」論に基づく社会保障の具体的な制度設計・政策指針への規範的含意

このような議論を踏まえ、貢献を権利の基礎に置いて、貢献支援として社会保障をとらえなおした場合、具体的な制度設計内容へはどのような含意が見えてくることになるだろうか。ここでは、上記の人間像の3つの面に対応して、「専門的援助」「連帯」「多数の関係者の関与」の3つから整理してみたい。

第一に、一人一人異なる不完全な能力をもって「社会的価値のある生き方を追求していく人間」に対しては、貢献できるようにするための専門的な援助を行っていく必要がある。就労できないでいる人に対しては就労支援を行うとともに、就労に限ることなく、一人ひとりの能力と状況に応じて、多様な形で社会貢献を支援するべきで

55) 菊池[2010]32頁。

56) 笹倉[1997]。

57) バイステック[1996]。

58) 前掲注(8)参照。

59) 山本[2004]、森田[1998]参照。

ある。たとえば、生活保護においても、教育扶助・生業扶助・勤労控除など、社会貢献につながるものを重視する必要がある。特に、在宅での育児や介護は、前後の世代のケアという、それがなければ社会で対応すべきものを行っているという意味で、就労と同様に社会貢献として支援し、社会保険や公的扶助においても拠出・就労と同様のものとして取り扱うべきである。また、個々の事情に応じて必要な支援を行うソーシャルワークの手法を活用したサービスを重視するべきである。具体的には、生活保護の自立支援プログラムを拡充するとともに、生活保護受給以前の低所得者にも拡大し、求職者支援や生活困窮者支援の仕組みにおけるケースワークとあわせて運用することが必要である。さらに、自ら選べる利用者本位の制度にするため、契約に基づく利用を積極的に進めるべきであるが、社会保障の受給者は弱い立場にあり、サービス提供者と非対称の地位にあることから、権利擁護やサービスの規制による支援が必要である。このような支援は、受給者に代わってパターナリスティックに保護するものでなく、あくまで受給者を支援するという立場に立つことが重要である。

第二に、一人で自立しているのではなく、社会に参加しつつ自分を作っていく「社会内存在としての人間」に関しては、特に社会の不安定化の中で、連帯基盤の強化を図っていくべきである。雇用の不安定化、産業・地域構造の変化、家族の不安定化といった状況の中で、従来の職域・地域・家族を基盤とした保険者集団は不安定さを増している。保険者の再編・拡大化を図っていく必要がある。こうした保険者への帰属意識の強化のためにも、手続を透明にし、政策決定への参加を進めていくことが必要である。こうした保険集団の強化を図ってもなお、拠出できない者が増えるため、税方式による補足的給付制度の創設や税の投入増による再分配の強化が避けられない。なお、先に述べた雇用や育児による貢献支援は、支える側の人を増やすことになり、連帯基盤強化にも役立つことになる。

第三に、一人では生きられず「支え合わないと生きていけない人間」に関しては、特に社会の複雑化の中で、多くの関係者をまきこみ支えあうような仕組みをつくるべきである。従来のように公的機関のみが社会保障の実施主体ではなく、民間企業や非営利法人など多様な主体が、1人の人間の貢献支援にかかわっていくことが必要である。また、現代社会はますます複雑になり、医療サービスの提供や地域包括ケアに現れているように、1人の人へのサービス提供には多くのプレーヤーやステークホルダーが関わるようになっていく。このように多数の関係者の意見を聞き、調整して、力を合わせて支援を行える仕組みを作っていく必要がある。さらに、個別支援が分断された形にならないよう、コミュニティにおけるサービスのネットワークづくりを重視することが求められる。

<参考文献>

- 秋元美世 [2010] 『社会福祉の利用者と人権－利用関係の多様化と権利保障』 有斐閣
- 荒木誠之 [1983] 『社会保障の法的構造』 有斐閣
- 石井健司 [2010] 「シティズンシップと福祉国家」 藤原孝＝山田竜作編『シティズンシップ論の射程』 日本経済評論社
- 糸賀一雄 [1968] 『福祉の思想』 NHK ブックス
- 岩田正美 [2008] 『社会的排除－参加の欠如・不確かな帰属』 有斐閣
- 岩村正彦 [2001] 『社会保障法Ⅰ』 弘文堂
- 浦部法穂 [1996] 「憲法再点検」『法学セミナー』 第503号
- ウルフ, C & ヒッティンガー, J [1999] 『岐路に立つ自由主義－現代自由主義理論とその批判』 ナカニシヤ出版
- 葛西まゆこ [2011] 『生存権の規範的意義』 成文堂
- 笠木映里 [2011] 「現代の労働者と社会保障制度」『日本労働研究雑誌』 No.612
- 亀山俊朗 [2007] 「シティズンシップと社会的排除」 福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』 法律文化社
- 川本隆史 [1995] 『現代倫理学の冒険－社会理論のネットワーキングへ』 創文社
- 菊池馨実 [2000] 『社会保障の法理念』 有斐閣
- [2010] 『社会保障法制の将来構想』 有斐閣
- ギリガン, キャロル [1986] 『もうひとつの声』 川島書店
- 小林直樹 [1980] 『憲法講義（上）（新版）』 東大出版会
- 小宮文人ほか [2011] 『社会保障の再構築』 旬報社
- 笹倉秀夫 [1997] 「基本的人権の今日的意味」『社会福祉研究』 第70号
- 笹沼弘志 [2008 a] 『ホームレスと自立/排除－路上に〈幸福を夢見る権利〉はあるか』 大月書店
- [2008 b] 「社会権保障における憲法学の成果－社会的排除の現実から問う」『憲法問題』 19
- 佐藤功 [1977] 「障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止の違憲性」『社会保障判例百選（初版）』 有斐閣
- 佐藤幸治 [2002] 「憲法学において『自己決定権』をいうことの意味」『日本国憲法と「法の支配」』 有斐閣
- 島田陽一 [2013] 「これからの生活保障と労働法学の課題」 根本到ほか編『労働法と現代法の理論』 日本評論社
- 高橋和之 [2010] 『立憲主義と日本国憲法（第2版）』 有斐閣
- 高藤昭 [1994] 『社会保障法の基本原理と構造』 法政大学出版局
- 武川正吾 [2007] 『連帯と承認－グローバル化と個人化のなかの福祉国家』 東京大学出版会
- 田村哲樹 [2007] 「シティズンシップ論の現在－互惠性概念を中心に」 長谷部恭男ほか編

- 『岩波講座・憲法3』岩波書店
- 中村剛 [2014] 『福祉哲学の継承と再生』 ミネルヴァ書房
- 中村睦男 [1976] 「生存権の法的性格」『法律時報』第48巻第5号
- 西谷敏 [2004] 『規制が支える自己決定—労働法的規制システムの再構築』 法律文化社
- 西谷敏・笹倉秀夫 [2002] 『現代法学入門』 法律文化社
- 西原博史 [2009] 『自律と保護—憲法上の人権保障が意味するものをめぐって』 成文堂
- 西村健一郎 [2003] 『社会保障法』 有斐閣
- 西村淳 [2013] 『所得保障の法的構造—英豪両国の年金と生活保護の制度史と法理念』 信山社
- [2014] 「年金給付の権利の基礎としての就労—日英年金制度史の比較から—」『日本年金学会誌』第33号
- バイステック、F.P. [1996] 『ケースワークの原則』 誠信書房
- 平井亮輔編 [2004] 『正義—現代社会の公共哲学を求めて』 嵯峨野書院
- フレイザー、ナンシー [2003] 『中断された正義』 御茶の水書房
- ホネット、アクセル [2014] 『承認をめぐる闘争—社会的コンフリクトの道徳的文法』 法政大学出版局
- ホネット、A&フレイザー、N [2012] 『再配分か承認か?』 法政大学出版局
- 堀勝洋 [2004] 『社会保障法総論（第2版）』 東京大学出版会
- 宮沢俊義 [1971] 『憲法Ⅱ（新版）』 有斐閣
- 宮本太郎 [2013] 『社会的包摂の政治学—自立と承認をめぐる政治対抗』 ミネルヴァ書房
- 森田修 [1998] 「民法典と個別政策立法—〈支援された自律〉の概念によるエスキース」『岩波講座現代の法4 政策と法』 岩波書店
- 矢野昌浩 [2004] 「構造改革と労働法」『法の科学』第34号
- 山本顕治 [2004] 「非援助の支援と民事法学」和田仁孝ほか編『法社会学の可能性』 法律文化社
- 山森亮 [1998] 「福祉国家の規範理論に向けて—再分配と承認」『大原社会問題研究所雑誌』No.473
- Carney, Terry et al. [2006a] 'Which Law is Laggard?: regulation and the gaps between labour law and social security law' in O'Donnell, A. et al. eds, *Labour Law and Labour Market Regulation*, Federation Press
- Carney, Terry [2006b] 'Welfare to Work: Is work discipline re-visited?' *Australian Journal of Social Issues* 41(1).
- [2006c] *Social Security Law and Policy*, Federation Press
- Collins, Hugh [1999] *Regulating Contracts*, Oxford University Press
- Deakin, Simon and Wilkinson, Frank [2005] *The Law of the Labour Market : industrialization, employment, and legal evolution* , Oxford University Press

- Goodin, Robert E. [2002] 'Structures of Mutual Obligation,' *Journal of Social Policy* 31(4)
- Harris, Neville [2000] *Social Security Law in Context*, Oxford University Press
- Heater, Derek [1999] *What is Citizenship?*, Polity Press (田中俊郎＝関根政美訳[2002]『市民権とは何か』岩波書店)
- Marshall, T.H. [1950] *Citizenship and Social Class: and other Essays*, University Press
(岩崎信彦＝中村健吾訳[1993]『シティズンシップと社会的階級－近現代を総括するマニフェスト』法律文化社)
- Plant, Raymond [2003] 'Citizenship and Social Security,' *Fiscal Studies* 24(2)
- Vincent-Jones, Peter [2003] *The New Public Contracting: regulation, responsibilities, relationality*, Oxford University Press
- White, Stuart [2003] *The Civic Minimum: on the rights and obligations of economic citizenship*, Oxford University Press

The Normative Basis of Social Security Rights -Referring to the legal and normative theories-

NISHIMURA Jun

Abstract

In recent days it is required to reconsider the normative basis of the social security rights. This paper proposes “contribution” as the normative basis of the social security rights which can be seen in the transition of the income maintenance systems of the United Kingdom and Japan. Subsequently, how it is located in the legal theories such as social security, constitution and labour laws, the relevance to the normative theories such as citizenship, justice and recognition theories and the implications to the design of the specific social security systems are investigated.

Keywords

social security, labour, contribution, legal theory, normative theory